

子宮頸がん予防ワクチン接種後に症状が生じた方への対応について

1 国の動向

平成27年9月17日	副反応検討部会開催(参考資料1) ● 副反応追跡調査の結果報告 ● 現時点では積極的接種勧奨の一時差し控えは継続 ● 疾病・障害認定審査会との兼任委員からの救済に関する速やかな審査を進めるべき等の連名意見が提出され、部会の賛同を得た。 副反応検討部会での議論を踏まえ、厚生労働省として以下の方針を打ち出し(参考資料2) ① 救済に係る速やかな審査 ② 救済制度間(予防接種法とPMDA※法)の整合性確保 ③ 医療的な支援の充実 ④ 生活面での支援の強化 ⑤ 調査研究の推進
9月18日	予防接種法に基づく定期接種に係る救済制度の審査
9月24日	PMDA法に基づく任意接種に係る救済制度の審査
9月30日	「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について」厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青少年局長連名通知発出(参考資料3)
10月22日	「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る医薬品副作用被害救済制度の請求期限の周知について」厚生労働省健康局健康課、医薬・生活衛生局安全対策課連名事務連絡発出(参考資料4)
11月2日	厚生労働省及び文部科学省による相談窓口設置に係る自治体担当者向け説明会の開催(参考資料5)
11月16日	相談窓口一覧を厚生労働省ホームページで公開

※ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

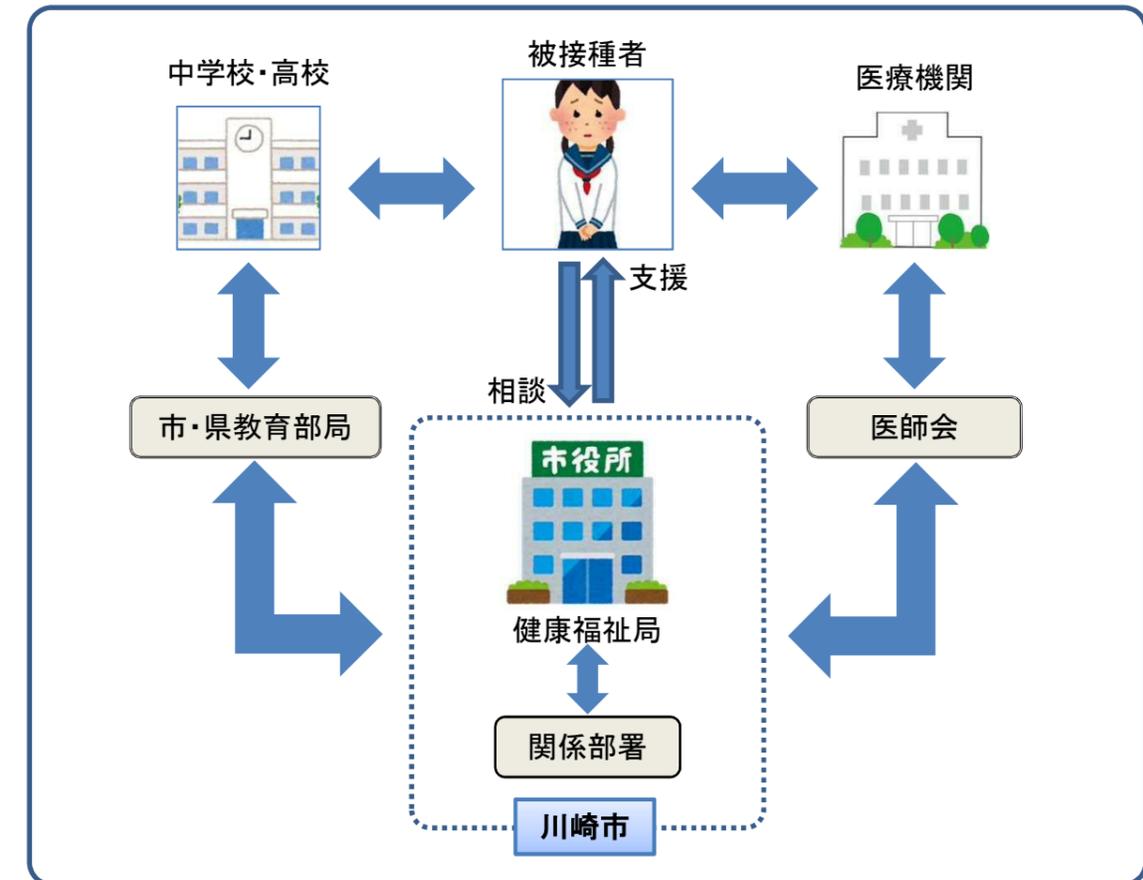
2 神奈川県動向

平成27年8月3日	県支援制度受付開始
8月17日	対象医療機関を拡充。「地域医療支援病院」等、各種拠点病院として地域医療の中核を担う医療機関等における治療も対象とする。(参考資料6)
10月26日	国の動向を受け、給付対象期間を平成27年10月受診分まで、申請受付を12月末までとすることを発表(参考資料7)

3 本市の対応

(1) 相談・支援の充実

相談窓口を健康福祉局に設置。医療、生活、教育等多岐にわたる相談を一元的に受けつけ、関係機関と連携し、個別の状況に応じて柔軟に対応する。
窓口設置について、市政だより(12月21日号予定)・ホームページによる広報、医師会を通して各医療機関への周知、教育委員会を通して各学校への周知を図った。



(2) 救済制度に関する情報提供

ワクチン接種を受けた時期により請求先が異なること(PMDAまたは市町村)、PMDAへの医療費・医療手当の請求には期限(5年以内)があること等について、市政だより(12月21日号予定)、ホームページにより情報提供を行う。

(3) 医療的な支援の充実

日本医師会等の協力により作成された『HPVワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引き』を川崎市医師会と連携して医療機関へ周知し、適切な医療の提供を促す。